



2019年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール  
代 表 者 名 代表取締役社長 福地 泰  
(コード番号：6064 東証マザーズ)  
問い合わせ先 執行役員 CFO 高橋砂衣  
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

### 東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2018年11月16日提出の「改善報告書」につきまして、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添資料：改善状況報告書

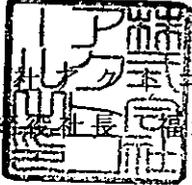
以上

# 改善状況報告書

令和元年5月30日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

株式会社 第一勧業銀行  
代表取締役社長 福地 泰



平成30年11月16日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。



## 目次

I. 改善報告書の提出経緯	3
1. 過年度決算訂正の内容	3
2. 発覚した経緯	8
3. 第三者委員会の調査目的、対象期間、範囲、方法等	8
1) 第三者委員会の構成	8
2) 調査目的	8
3) 調査期間及び調査方法	9
4) 調査範囲	9
4. 不適切な会計処理の概要	10
1) 訂正の対象となった取引	10
2) 会計処理の訂正方法について	10
3) 今回の訂正内容	10
4) 不適切な会計処理の原因となった行為への関係者の関与状況	12
5. 発生原因	13
1) 経営トップによる上場会社経営者としての職責意識の不足	13
2) 内部統制及びコーポレート・ガバナンスの機能不全	13
3) 取締役におけるコンプライアンス意識の欠如	14
4) 関連当事者取引に関する規程、マニュアルの未整備	14
5) 管理担当取締役（CFO）、経理部門、会計監査人間の情報共有の欠如	14
6) 新規取引及び新規事業における適切な対応をするための情報共有・人材の不足	15
II. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等	15
1. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況	15
1) 役員の職位自主返上とCFOの選任	15
2) 経営監視委員会の設置	16
3) 経営体制（取締役の退任等）について	20
4) 持分比率の低下	23
5) 実効性のあるコンプライアンス・ガバナンス体制の構築	24
6) 役職員に対するコンプライアンス・ディスクロージャー研修の実施	27
7) 関連当事者取引管理規程の整備	28
8) CFO、経理部門、会計監査人とのコミュニケーションの強化	29
9) 新規取引発生時のリスク検討プロジェクトの立ち上げ	29
10) 多角経営方針の見直し	30
11) 財務経理部門の強化	32
2. 改善措置の実施スケジュール	35
III. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する会社の評価	36

## I. 改善報告書の提出経緯

### 1. 過年度決算訂正の内容

当社は、平成 30 年 8 月 10 日付にて第三者委員会の調査報告書を受領し、同月 15 日、過年度の決算短信等の訂正を行いました。また、同日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

提出した過年度決算短信等及び業績への影響額は、以下のとおりです。

#### 【訂正した過年度決算短信等】

##### 平成 25 年 11 月期（第 10 期）

第 2 四半期決算短信（自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日）

第 3 四半期決算短信（自 平成 25 年 6 月 1 日 至 平成 25 年 8 月 31 日）

決算短信（自 平成 24 年 12 月 1 日 至 平成 25 年 11 月 30 日）

##### 平成 26 年 11 月期（第 11 期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 25 年 12 月 1 日 至 平成 26 年 2 月 28 日）

第 2 四半期決算短信（自 平成 26 年 3 月 1 日 至 平成 26 年 5 月 31 日）

第 3 四半期決算短信（自 平成 26 年 6 月 1 日 至 平成 26 年 8 月 31 日）

決算短信（自 平成 25 年 12 月 1 日 至 平成 26 年 11 月 30 日）

##### 平成 27 年 11 月期（第 12 期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 26 年 12 月 1 日 至 平成 27 年 2 月 28 日）

第 2 四半期決算短信（自 平成 27 年 3 月 1 日 至 平成 27 年 5 月 31 日）

第 3 四半期決算短信（自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 27 年 8 月 31 日）

決算短信（自 平成 26 年 12 月 1 日 至 平成 27 年 11 月 30 日）

##### 平成 28 年 11 月期（第 13 期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 2 月 29 日）

第 2 四半期決算短信（自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日）

第 3 四半期決算短信（自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日）

決算短信（自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日）

##### 平成 29 年 11 月期（第 14 期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 28 年 12 月 1 日 至 平成 29 年 2 月 28 日）

第 2 四半期決算短信（自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 5 月 31 日）

第 3 四半期決算短信（自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日）

決算短信（自 平成 28 年 12 月 1 日 至 平成 29 年 11 月 30 日）

##### 平成 30 年 11 月期（第 15 期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 29 年 12 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日）

【訂正した有価証券報告書等】

平成24年11月期（第9期）

第2四半期報告書（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）（※）

第3四半期報告書（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）（※）

有価証券報告書（自平成23年12月1日至平成24年11月30日）（※）

平成25年11月期（第10期）

第1四半期報告書（自平成24年12月1日至平成25年2月28日）（※）

第2四半期報告書（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）（※）

第3四半期報告書（自平成25年6月1日至平成25年8月31日）（※）

有価証券報告書（自平成24年12月1日至平成25年11月30日）（※）

平成26年11月期（第11期）

第1四半期報告書（自平成25年12月1日至平成26年2月28日）（※）

第2四半期報告書（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）（※）

第3四半期報告書（自平成26年6月1日至平成26年8月31日）（※）

有価証券報告書（自平成25年12月1日至平成26年11月30日）

平成27年11月期（第12期）

第1四半期報告書（自平成26年12月1日至平成27年2月28日）（※）

第2四半期報告書（自平成27年3月1日至平成27年5月31日）（※）

第3四半期報告書（自平成27年6月1日至平成27年8月31日）（※）

有価証券報告書（自平成26年12月1日至平成27年11月30日）

平成28年11月期（第13期）

第1四半期報告書（自平成27年12月1日至平成28年2月29日）（※）

第2四半期報告書（自平成28年3月1日至平成28年5月31日）

第3四半期報告書（自平成28年6月1日至平成28年8月31日）

有価証券報告書（自平成27年12月1日至平成28年11月30日）

平成29年11月期（第14期）

第1四半期報告書（自平成28年12月1日至平成29年2月28日）

第2四半期報告書（自平成29年3月1日至平成29年5月31日）

第3四半期報告書（自平成29年6月1日至平成29年8月31日）

有価証券報告書（自平成28年12月1日至平成29年11月30日）

平成30年11月期（第15期）

第1四半期報告書（自平成29年12月1日至平成30年2月28日）

（※）縦覧期間が終了しており、現在非縦覧の有価証券報告書等であります。

【過年度決算短信等の訂正による業績への影響額】

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第9期 平成24年11月期 第2四半期	売上高	885	864	△20	△2.4
	営業利益	192	171	△20	△10.9
	経常利益	192	171	△20	△10.9
	四半期純利益	93	72	△20	△22.5
	総資産	2,032	2,032	—	—
	純資産	275	254	△20	△7.6
第9期 平成24年11月期 第3四半期	売上高	1,308	1,281	△27	△2.1
	営業利益	256	228	△27	△10.8
	経常利益	239	212	△27	△11.5
	四半期純利益	98	70	△27	△28.1
	総資産	1,990	1,990	—	—
	純資産	472	444	△27	△5.9
第9期 平成24年11月期 通期	売上高	1,720	1,692	△27	△1.6
	営業利益	290	263	△27	△9.5
	経常利益	276	248	△27	△10.0
	当期純利益	123	95	△27	△22.4
	総資産	1,948	1,948	—	—
	純資産	497	469	△27	△5.6
第10期 平成25年11月期 第1四半期	売上高	411	411	—	—
	営業利益	21	21	—	—
	経常利益	21	21	—	—
	四半期純利益	△9	△9	—	—
	総資産	1,899	1,899	—	—
	純資産	488	460	△27	△5.7
第10期 平成25年11月期 第2四半期	売上高	877	877	—	—
	営業利益	32	32	—	—
	経常利益	25	25	—	—
	四半期純利益	6	6	—	—
	総資産	3,261	3,261	—	—
	純資産	504	476	△27	△5.5
第10期 平成25年11月期 第3四半期	売上高	1,361	1,361	—	—
	営業利益	5	5	—	—
	経常利益	△13	△13	—	—
	四半期純利益	△39	△39	—	—
	総資産	3,361	3,361	—	—
	純資産	461	433	△27	△6.0
第10期 平成25年11月期 通期	売上高	1,956	1,956	—	—
	営業利益	98	98	—	—
	経常利益	72	72	—	—
	当期純利益	23	23	—	—
	総資産	3,337	3,337	—	—
	純資産	532	504	△27	△5.2
第11期 平成26年11月期 第1四半期	売上高	549	549	—	—
	営業利益	△44	△44	—	—
	経常利益	△50	△50	—	—
	四半期純利益	△60	△60	—	—
	総資産	3,814	3,814	—	—
	純資産	484	456	△27	△5.7

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第11期 平成26年11月期 第2四半期	売上高	1,162	1,162	—	—
	営業利益	△69	△69	—	—
	経常利益	△79	△79	—	—
	四半期純利益	△110	△110	—	—
	総資産	4,094	4,094	—	—
	純資産	434	406	△27	△6.4
第11期 平成26年11月期 第3四半期	売上高	1,752	1,752	—	—
	営業利益	△105	△105	—	—
	経常利益	△126	△126	—	—
	四半期純利益	△172	△172	—	—
	総資産	4,486	4,486	—	—
	純資産	370	342	△27	△7.5
第11期 平成26年11月期 通期	売上高	2,815	2,815	—	—
	営業利益	66	66	—	—
	経常利益	73	73	—	—
	当期純利益	△1	△1	—	—
	総資産	4,567	4,567	—	—
	純資産	546	518	△27	△5.1
第12期 平成27年11月期 第1四半期	売上高	614	614	—	—
	営業利益	△93	△93	—	—
	経常利益	△105	△105	—	—
	四半期純利益	△109	△109	—	—
	総資産	6,239	6,239	—	—
	純資産	416	389	△27	△6.6
第12期 平成27年11月期 第2四半期	売上高	1,294	1,294	—	—
	営業利益	△124	△124	—	—
	経常利益	△160	△160	—	—
	四半期純利益	△170	△170	—	—
	総資産	5,281	5,281	—	—
	純資産	354	327	△27	△7.8
第12期 平成27年11月期 第3四半期	売上高	2,083	2,083	—	—
	営業利益	△124	△124	—	—
	経常利益	△161	△161	—	—
	四半期純利益	△215	△215	—	—
	総資産	5,336	5,336	—	—
	純資産	312	284	△27	△8.9
第12期 平成27年11月期 通期	売上高	3,583	3,583	—	—
	営業利益	596	596	—	—
	経常利益	569	569	—	—
	当期純利益	212	212	—	—
	総資産	6,365	6,365	—	—
	純資産	740	712	△27	△3.7
第13期 平成28年11月期 第1四半期	売上高	799	799	—	—
	営業利益	66	66	—	—
	経常利益	53	53	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	53	53	—	—
	総資産	4,907	4,907	—	—
	純資産	757	730	△27	△3.6

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第13期 平成28年11月期 第2四半期	売上高	1,639	1,639	—	—
	営業利益	75	75	—	—
	経常利益	73	73	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	42	42	—	—
	総資産	4,566	4,566	—	—
	純資産	750	722	△27	△3.7
第13期 平成28年11月期 第3四半期	売上高	2,477	2,477	—	—
	営業利益	71	71	—	—
	経常利益	65	65	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	22	22	—	—
	総資産	4,657	4,657	—	—
	純資産	729	701	△27	△3.8
第13期 平成28年11月期 通期	売上高	4,061	4,061	—	—
	営業利益	240	240	—	—
	経常利益	240	240	—	—
	親会社株主に帰属 する当期純利益	143	143	—	—
	総資産	4,769	4,769	—	—
	純資産	847	819	△27	△3.3
第14期 平成29年11月期 第1四半期	売上高	1,115	935	△180	△16.1
	営業利益	15	3	△11	△76.3
	経常利益	△5	△16	△11	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△23	△34	△11	—
	総資産	4,831	4,831	—	—
	純資産	779	740	△39	△5.0
第14期 平成29年11月期 第2四半期	売上高	2,090	1,876	△214	△10.2
	営業利益	68	22	△45	△67.1
	経常利益	31	△13	△45	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	1	△137	△138	—
	総資産	5,059	4,966	△92	△1.8
	純資産	805	639	△166	△20.6
第14期 平成29年11月期 第3四半期	売上高	3,035	2,821	△214	△7.1
	営業利益	106	64	△41	△39.3
	経常利益	67	24	△42	△63.6
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	12	△123	△135	—
	総資産	5,414	5,325	△89	△1.6
	純資産	821	658	△163	△19.9
第14期 平成29年11月期 通期	売上高	4,308	4,093	△215	△5.0
	営業利益	367	327	△39	△10.8
	経常利益	312	271	△40	△13.0
	親会社株主に帰属 する当期純利益	125	2	△122	△97.7
	総資産	6,153	6,078	△74	△1.2
	純資産	935	785	△150	△16.1

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第15期 平成30年11月期 第1四半期	売上高	1,014	1,014	△0	△0.0
	営業利益	△0	2	2	-
	経常利益	△27	△24	2	-
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△49	△46	2	-
	総資産	6,818	6,747	△71	△1.0
	純資産	840	693	△147	△17.5

## 2. 発覚した経緯

平成30年11月期第2四半期にかかる会計監査の過程において、当社の当時の会計監査人である、ひので監査法人から「当社又は当社子会社に関わる不動産総合ソリューション事業における不動産販売及び不動産フランチャイズ権利販売の取引について、背後に当社の代表取締役平井俊広（以下「平井俊広氏」。なお、同氏は平成31年2月27日開催の当社第15回定時株主総会をもって当社の取締役を退任しております。）又は平井俊広氏の関連法人からの資金提供が存在することによる売上の実在性に疑義を生じさせる可能性のある事実が発見され、かかる会計処理の前提となる事実の調査が必要である。」との指摘を受けました。

当社は、本指摘を受けて、専門的かつ客観的な見地から、会計処理に疑義のある取引等について、独立性を確保した調査委員会により厳正かつ徹底した調査を行い、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、平成30年7月10日付にて、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置いたしました。

## 3. 第三者委員会の調査目的、対象期間、範囲、方法等

### 1) 第三者委員会の構成

第三者委員会の構成は、以下のとおりでした。

委員長 佐藤 明夫 （弁護士）

委員 安田 博延 （弁護士）

委員 鳥羽 史郎 （公認会計士）

また、当第三者委員会の運営は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日公表、同年12月17日改訂）に準拠しており、当委員会の委員長及び委員は、当社とはなんらの利害関係を有しておりませんでした。

### 2) 調査目的

- ① 当社グループの不動産総合ソリューション事業における不動産売買及び不動産フランチャイズ権販売について、ひので監査法人から指摘を受けた2つの取引にかかる事実関係の調査

- ② 上記①の事実関係の調査結果に基づく、会計処理の訂正の要否及び会計処理の訂正が必要となる場合におけるその範囲、影響額の確認
- ③ 上記①以外の不透明取引の有無及びその事実関係にかかる調査の実施、当該調査結果に基づく、会計処理の訂正の要否及び会計処理の訂正が必要となる場合におけるその範囲、影響額の確認

### 3) 調査期間及び調査方法

#### ① 調査期間

平成 30 年 7 月 10 日から平成 30 年 8 月 10 日

#### ② 調査方法

第三者委員会は、当社及びその関係者並びに外部関係者から開示された資料、当社及びその関係者並びに外部関係者に対するヒアリング（書面による質疑応答を含む。以下同じ。）並びに一般に入手可能な公開情報に基づき調査を実施しました。その具体的な調査方法は以下のとおりです。

##### (ア)開示資料、電子データ、登記情報等

第三者委員会は、当社の会計処理に疑義が生じる可能性のある取引等を確認するために、各種議事録、契約書等取引関係資料、財務諸表、経理関係書類、預金口座、電子データ、不動産登記情報、法人登記情報等の調査を行いました。

##### (イ)当社及びその関係者並びに外部関係者に対するヒアリング

第三者委員会は、対象取引に関わったと思料される当社関係者並びに外部関係者に対するヒアリングを実施しました。

### 4) 調査範囲

#### ① 調査対象の選別

##### (ア)常勤取締役又は常勤取締役の関連法人からの資金提供の疑いの検出

今回の会計監査人からの指摘は、背後に平井俊広氏又は平井俊広氏の関連法人からの資金提供が存在することにより売上の実在性に疑義が呈されているため、当社の常勤取締役及び常勤取締役の関連法人からの資金移動を同人らの預貯金口座記録をもとに網羅的に調査し、当社グループにおける取引への資金提供の疑いが検出された取引を調査対象としました。

##### (イ)取引金額による選別

第三者委員会の委員の専門家としての判断及び経験則から、関連当事者との取引の開示基準を参考に、1000 万円を超える取引及び資金移動を調査対象としました。

#### ② 調査対象期間

本調査では、当社がマザーズへ株式上場した平成 24 年 11 月期から直近の平成 30

年 11 月期第 2 四半期までを調査対象期間として設定しました。

#### 4. 不適切な会計処理の概要

##### 1) 訂正の対象となった取引

今回 5 件の取引について会計処理の訂正を行いました。その内訳は、第三者委員会から会計処理の訂正が必要であると指摘を受け訂正を行ったものが 3 件（下記の取引①～③）、また第三者委員会から「会計処理の訂正が必要」とは判断されなかったものの、当社の会計監査人から会計処理の訂正が必要との指摘を受け自主的に訂正を行ったものが 2 件（下記の取引④及び取引⑤）となっています。

（第三者委員会から会計処理の訂正が必要とされた取引）

取引①：大阪市西区に所在する土地の売買取引

取引②：Y 社への p 県及び q 県の不動産フランチャイズ権販売にかかる取引

取引③：平成 24 年 11 月期の Z 社キャンペーンとしてのサービス提供にかかる取引

（会計監査人の指摘を受けて当社が自主的に訂正を行った取引）

取引④：不動産フランチャイズ権販売にかかる取引（s エリア内）

取引⑤：不動産フランチャイズ権販売にかかる取引（t エリア内）

（注）固有名詞等の表記は平成 30 年 8 月 10 日付調査報告書の表記に合わせております。

##### 2) 会計処理の訂正方法について

取引①～⑤は、会計上の評価として「実質的には当社のグループ内取引」でありその取引分として連結売上高が過大に計上されていたことから、当社は、下表のとおり当該取引に関する売上高及び売上原価を取り消すことを主とする訂正を行います。

取引	会計処理の訂正方法（概要）
取引①	「売上高」及び「売上原価」を取り消し、両者の差額を「負債のその他」として計上する。
取引②～⑤	「売上高」を取り消し、「負債のその他」として計上する。

##### 3) 今回の訂正内容

###### ① 取引①に関する訂正について

〔大阪市西区に所在する土地の売買取引にかかる会計処理の訂正〕

当社は、平成 29 年 2 月に、X 社に大阪市西区の土地を 180 百万円（売上原価 168 百万円）で売却し、当社が当該土地の建物建築の調整業務等を請け負っておりましたが、隣地所有者や工事請負業者との間にトラブルが発生いたしました。X 社との関係維持のため、平井俊広氏が前常務取締役田端知明（以下「田端知明氏」。なお、同氏は平成 30 年 11 月 30 日付で当社常務取締役を辞任しております。）、元専務取締役菊井聡

(以下「菊井聡氏」。なお、同氏は平成31年2月27日開催の当社第15回定時株主総会をもって取締役を退任しております。)及び当時の事業担当取締役へ「顧客に迷惑をかけるようなことがないように」という指示を行い、当社での買戻しを検討したところ、会計監査人より自社での買戻し実行は過年度の売上取り消しになる旨指摘を受けたことから、第三者の買取先候補を探しましたが、売却先はみつかりませんでした。そこで、菊井聡氏の働きかけにより、平井俊広氏の親族が所有する会社である有限会社平井物産(以下「平井物産」)が平成30年1月に当該土地を更地のまま取得いたしました。

今般の調査において、平井物産の土地購入資金として、平井俊広氏の資産管理会社である株式会社エフォート(以下「エフォート」)から資金貸付が行われていたことが判明いたしました。

その結果、当該取引は当社子会社(平井俊広氏の資産管理会社から資金貸付等により実質的に支配していたことを踏まえて子会社と判断)による、実質的な買戻しにあたりと判断し、平成29年2月に計上した売上高180百万円及び売上原価168百万円を、平成29年11月期第2四半期において、グループ間取引として取消すとともに、その差額を負債のその他として計上いたしました。

## ② 取引②に関する訂正について

[Y社への不動産フランチャイズ権利販売にかかる会計処理の訂正]

米国法人RE/MAX LLC.による不動産フランチャイズチェーン「RE/MAX」の日本代理店である株式会社IKEZOE TRUSTとRE/MAX JAPAN総合代理店契約を締結している当社の子会社である株式会社kidding(以下「kidding」)が、平成29年5月に、平井俊広氏の紹介により営業を行っていたY社に対して、p県及びq県の不動産フランチャイズ権を販売し、kiddingは、売上高34百万円を計上いたしました。

調査の結果、当該取引とは別に、ほぼ同時期に当該販売先となるY社へ平井俊広氏から資金貸付がなされていることが判明いたしました。

その結果、当該取引は、kiddingとの間接的な資金取引にあたるため、グループ内取引と判断し、平成29年11月期第2四半期において、計上した当該売上高を取消すとともに、同額を負債のその他として計上いたしました。

また、当該売上高取消しに伴い、kiddingののれん等につき減損処理を行う必要が生じたことから、平成29年11月期第2四半期において、特別損失92百万円を計上いたしました。

## ③ 取引③に関する訂正について

[Z社キャンペーンとして月額制緊急駆けつけサービスを提供した取引にかかる会計処理の訂正]

平成24年11月期において、当社が従前より緊急駆けつけに関する月額制サービス(以下「サービス」)を提供しているZ社が自社の会員に対し期間限定でサービスを

無料提供するキャンペーンを実施したことにより、Z社に対する当社サービスの売上高が一時的に増加いたしました。

今般の調査において、Z社の当該キャンペーンと同時期に、平井物産とZ社が業務委託契約を締結し、平井物産が運営する会員制クラブの会員に対してZ社がコンテンツを提供し、その対価として平井物産からZ社に支払いがされていたものの、当該業務委託には実態が伴っていないことが判明いたしました。また、平井俊広氏から平井物産に対して資金貸付がございました。

その結果、当該取引をグループ内取引と判断し、Z社から平井物産への対価分の売上を取消し、同額を負債として計上しております。具体的には、平成24年11月期第2四半期の連結売上高20百万円、平成24年11月期第3四半期の売上高6百万円を取消すとともに、同期にそれぞれ同額の負債のその他を計上しております。

#### ④ 取引④に関する訂正について

〔不動産フランチャイズ権販売（sエリア内）にかかる会計処理の訂正〕

平成29年11月に、kiddingが取引先に対して、RE/MAXの不動産フランチャイズ権を販売したことにより計上した売上高1百万円について、当該取引とは別に、当該取引先へエフォートより資金貸付があることが判明いたしました。

その結果、当該取引は資金取引であり、グループ内取引と判断し、当該売上高を取消すとともに、同額を負債のその他として計上しております。

#### ⑤ 取引⑤に関する訂正について

〔不動産フランチャイズ権販売（tエリア内）にかかる会計処理の訂正〕

平成30年2月に、kiddingが取引先に対して、RE/MAXの不動産フランチャイズ権を販売したことにより計上した売上高340千円について、当該取引とは別取引にて、当該取引先とエフォートとの間でコンサルティング契約関係があることが判明いたしました。

その結果、当該取引は資金取引であり、グループ内取引と判断し、当該売上高を取消すとともに、同額を負債のその他として計上しております。

### 4) 不適切な会計処理の原因となった行為への関係者の関与状況

#### ① 平井俊広氏の関与状況

平井俊広氏は、取引①においては自身の資産管理会社であるエフォートを通じて、親族が所有する会社である平井物産に融資し、また、取引②及び③においては、Y社又は平井物産に対して直接的に融資を行い、不適切な会計処理の原因となる取引について主導的な立場となっております。

なお、平井俊広氏は、当社の前管理担当取締役（CFO）である菊井聡氏に対し、平井物産、エフォート及び平井俊広氏個人の出納管理を委ねており、当社役員である菊井聡氏が、平井俊広氏個人の資産を用いて当社顧客と取引することについて、特段の違

和感を持つことなく、菊井聡氏の助言に従い判断してしまいました。

② 菊井聡氏の関与状況

前管理担当取締役（CFO）（当時は専務取締役）である菊井聡氏は当時、平井物産、エフォート及び平井俊広氏個人の出納管理を行い、当社のオフィス内にある菊井聡氏自身のデスクにおいて二社及び平井俊広氏個人の預金通帳及び銀行届出印を管理していました。そして取引①におけるエフォートの平井物産に対する融資、取引②における平井俊広氏のY社に対する融資、取引③における平井物産による営業協力のすべてについて、これを主導的に計画し、実行していました。

③ 他の取締役（監査等委員を含みます）の関与状況

監査等委員を含む他の取締役については、とりわけ実行行為に直接関与した事実は認められませんでした。

5. 発生原因

当社は、本事案に関して、第三者委員会による発生原因の検討及び再発防止策の提言等で記載された内容を参考に、原因を以下のとおりと認識しております。

1) 経営トップによる上場会社経営者としての職責意識の不足

当社の前代表取締役である平井俊広氏及び前管理担当取締役（CFO）である菊井聡氏においては、上場会社の経営トップとして当然に期待されるべき適切な財務諸表を作成するための意識と知識が不足しておりました。

2) 内部統制及びコーポレート・ガバナンスの機能不全

① 内部統制の機能不全

当社の前代表取締役である平井俊広氏及び前管理担当取締役（CFO）である菊井聡氏が今回の不適切な会計処理を生じさせる原因となる行為に関与していたうえで、これら取引の詳細を他の取締役等に対して報告しておらず、当社の内部統制に機能不全を生じさせておりました。

② 管理担当取締役（CFO）の機能不全

菊井聡氏は、管理担当取締役（CFO）として、社内手続きの遵守や財務諸表を含むディスクロージャーの適正性の確保についての責任を有しており、営業担当取締役に対して適切な牽制機能を発揮することが期待されていました。

しかしながら本件においては、菊井聡氏自らが不適切会計処理を生じさせる原因行為に関与し、本来管理担当取締役に期待される役割及び効果が十分に機能しておりませんでした。

また、適切な会計処理を実施・管理すべき管理担当取締役（CFO）が、取引①の不

動産取引において会計監査人より買戻しに関する指摘を受けていたにも関わらず、買戻しと同様の効果（又は実質買戻しと見られる）スキームについて会計監査人と適切に協議することなく、これを実行するなど、経理部門や会計監査人とのコミュニケーションも不十分でした。

③ 各取締役及び取締役会の監視・牽制機能の不全

取締役（監査等委員を含む）は、取引①については、重大な顧客クレームの発生を回避すべく、工事トラブル解決はもちろんのこと、X社から第三者への転売による問題解決についても当社主導で行われている事に鑑み、当該転売の法律上・会計上の適正性に注視し、その顛末を見届けるべき立場でありましたが、第三者委員会の調査においては、注意が払われた事実が認められず、当社においては、各取締役及び取締役会による監視・牽制が十分に機能しない状況が存在していたと認識しております。

3) 取締役におけるコンプライアンス意識の欠如

不適切な会計処理となった取引は、当社と平井俊広氏又はその関連会社が関与する会社との間でなされたものであり、関連当事者による取引への関与がある場合は会計処理上特別な配慮が必要とされているところ、取締役（監査等委員を含む）においては、その意識を有せず、企業内容等の開示に会社の実態を適正に反映させるという意識も希薄であり、上場会社の取締役として適切な会計処理と適切な情報開示を実施するコンプライアンス意識に欠けている部分がありました。

4) 関連当事者取引に関する規程、マニュアルの未整備

当社は、就任時及び四半期に1度、役員及び執行役員より関連当事者に関する情報を提出させ範囲把握をしております。関連当事者取引に関する規程及びマニュアルは整備されておらず、実務的な手引きにて運用をしておりましたが、当該手引きにて提出すべき関連当事者情報の範囲に、役員及びその近親者と資金取引がある先など議決権を実質的に支配しているとみなされる会社及びその子会社を含めておりませんでした。

また、当社は、関連当事者取引の範囲として、例えば、形式的・名目的に第三者を経由した取引であっても、実質的の取引先が関連当事者であることが明確な場合には、関連当事者取引として含まれる等、関連当事者取引の範囲について正しく認識できておりませんでした。

5) 管理担当取締役（CFO）、経理部門、会計監査人間の情報共有の欠如

従前、当社は、事業及び組織が比較的小規模だったこともあり、管理担当取締役（CFO）や他の取締役や事業責任者が直接会計監査人と定期的にコミュニケーションをとっておりました。しかし、経理責任者就任（平成27年）以降、会計監査人とのコミュニケーションは経理責任者及び経理部門メンバーに集中することとなり、管理担当取締役

(CFO) や他の事業責任者及び取締役が直接会計監査人とコミュニケーションをとる機会が減っておりました。

また、管理担当取締役 (CFO) から経理への情報共有も不足しておりましたが、日頃から経理部門と管理担当取締役 (CFO) や各部門責任者間のコミュニケーションが円滑でなかったこともあり、経理責任者の判断にて、経理部門から各取締役及び関連部門へ適時適切に会計監査人の監査結果、留意点等がフィードバックされないことも多々ありました。

その結果、会計監査人からの留意点等が当社内に行き渡らない状態になっており、取締役会等の重要な会議体において議論される機会がないまま取引が実行され、加えて、事後チェック機能である内部監査部門でも監査対象として検知されることがありませんでした。

## 6) 新規取引及び新規事業における適切な対応をするための情報共有・人材の不足

### ① 新規取引時における各部門での情報共有及び検討の不足

新規事業を担う部門が独立していたことと、当該部門責任者のリスクマネジメントに対する意識が希薄だったこともあり、新規取引を行う際、その取引を担当する事業部門から、経理部門あるいはコンプライアンスを所管する部門への事前相談・説明が十分には行われておりませんでした。結果として、新規取引に係る、経理処理上及びコンプライアンス上の問題点・リスクを十分に明確にすること、並びに、それらの問題点・リスクを回避する方策の検討、場合によっては当該新規取引の中止を当該新規取引の可否を判断する決裁責任者に進言するという行動を取ることができておりませんでした。

### ② 新規事業が増える中、適切な会計処理を遂行できる人材の不足

当社では、上場以来、比較的短期間のうちに、新規事業を多く展開して参りました。この事業展開の速度に、新規事業の内容を深く理解しかつ然るべき経理処理・会計処理を行うことができる人材の確保（外部から新規に雇用する、あるいは、既にいる従業員を教育）することが追いつかず、結果として、新規事業に関し適切な会計処理を行うことができる人材が不足する状態に陥っておりました。

## II. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

### 1. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況

上記原因分析等に基づき、当社は再発防止に向け改善措置を講じており、その実施状況及び運用状況は以下のとおりとなっております。

#### 1) 役員の職位自主返上と CFO の選任

##### ① 役員の異動

【改善報告書に記載した改善策】

平井俊広は、職位としての CEO を辞任いたしました。  
菊井聡は、職位としての専務 CFO を辞任いたしました。  
また、田端知明も、本件不適切な会計処理に直接的な関与は無いものの、主要因となった不動産総合ソリューション事業の管掌役員であったことを踏まえ、取締役を平成 30 年 11 月 30 日付で辞任の予定です。  
なお、当社は、当初、上記 3 名の即時の辞任を検討しましたが、当社は定款上最低 1 名の業務執行取締役が必要であるため、平井俊広及び菊井聡は、来年 2 月の定時株主総会まで形式的に取締役として残すこととしました。

#### 【実施・運用状況】

当社の全業務執行取締役は、上場会社の役員として重大な責任があることを深く反省し、平成 30 年 9 月 14 日付にて、それぞれ CEO, CFO, COO の職位を返上いたしました。

また、取締役田端知明は平成 30 年 11 月 30 日付にて当社取締役を辞任し、平成 31 年 2 月 27 日開催の定時株主総会まで形式的に取締役として残った平井俊広及び菊井聡も定時株主総会終結の時をもって任期満了にて当社取締役を退任し、新体制へ移行いたしました。

#### ② 報酬減額

##### 【改善報告書に記載した改善策】

平井俊広、菊井聡、田端知明からの申し出により、報酬月額を 30%～50%を任期満了まで減額することとしました。

##### 【実施・運用状況】

今回の事態の重要性について厳粛に受け止め、本人からの申し出を受け、平成 30 年 10 月度分から取締役を辞任又は退任するまでの間、平井俊広は 50%、菊井聡、田端知明については 30%の報酬減額を行いました。

#### ③ 執行役員 CFO の選任

##### 【改善報告書に記載した改善策】

平成 30 年 9 月 14 日付にて執行役員兼法務総務ユニット部長を、執行役員 CFO として選定いたしました。

##### 【実施・運用状況】

平成 30 年 9 月 14 日付にて執行役員法務総務ユニット部長を執行役員 CFO として選定し、現在も当該社員が CFO 職を担っております。

#### 2) 経営監視委員会の設置

##### 【改善報告書に記載した改善策】

当社は、平成 30 年 9 月 14 日付で、今後の当社のあり方を抜本的に見直すことを目的とし、取締役会の諮問機関として、経営体制の見直し、再発防止策の実効性確保等について、取締役会に勧告を行うこと等を目的として、当社及び当社取締役と利害関係のない独立した外部有識者による「経営監視委員会」を設置いたしました。

なお、経営監視委員会の委員の選任は、社外取締役である当社監査等委員の指揮下で進められました。また、取締役会は、これら経営監視委員会の指導、勧告及び審査結果を尊重し、また今後の経営体制についてもその審査結果を尊重し株主総会の議案に反映いたします。

・構成

氏名	現職
委員長 中川 秀宣	TMI総合法律事務所 弁護士
委員 大庭 勝彦	株式会社クロスポイント・アドバイザーズ コンプライアンスオフィサー
委員 宮下 修	ジェイ・フェニックス・リサーチ株式会社 代表取締役

・期間

経営監視委員会は、当社取締役会及び監査等委員会においてコーポレート・ガバナンスの機能が発揮され、当社取締役においてコンプライアンス意識が醸成され、不適切な取引等に対する再発防止策が機能することとなるまでの非常時における臨時の機関であり、存続期間は、定時株主総会が終了する平成 31 年 2 月末までを目途とします。

【実施・運用状況】

平成 30 年 9 月 14 日付にて、監査等委員会主導のもと当社及び当社取締役と利害関係を有しない弁護士等外部委員を選定し、経営監視委員会を設置いたしました。

経営監視委員会は今後の当社のあり方を抜本的に見直すことを目的とし、取締役会の諮問機関として設置され、毎月計画通り委員会を開催するとともに取締役会へ参加し、意思決定に対する助言、指導を行ってまいりました。

当社取締役会は、経営監視委員会における審議で問題がないとされたもののみが付議事項として上げられる形をとっており、経営監視委員会の指導、審査結果を尊重し意思決定を行ってまいりました。スポンサー企業選定及び定時株主総会以降の新経営体制の検討についても、経営監視委員会が主導し、進めてまいりました。

結果として、スポンサー企業として株式会社光通信及び株式会社フルキャストホールディングスが選定され、平成 30 年 11 月 21 日付にて、株式会社光通信と当社が資本業務提携に関する基本合意を締結し、両社へ平井俊広氏の資産管理会社である株式会社エフオートの保有株式を一部譲渡することで、同氏の実質的な持株比率を低下させるとも

に、平成30年11月30日付にて、同年12月1日以降の執行役員体制及び定時株主総会後の新経営体制についても決定し、開示したことにより、当社のあり方についての抜本的な見直しは達成いたしました。

また、平成30年11月30日付開示「経営監視委員の交代に関するお知らせ」のとおり、新体制における企業価値の向上とガバナンス体制の早期確立に資するという理由から3名の経営監視委員のうち2名【大庭勝彦委員、宮下修委員】をスポンサー企業である株式会社光通信推薦の者【杉田将夫委員（株式会社光通信 財務企画部部長）、井合恭子委員（株式会社光通信 法務部部長）】に変更し、同委員会解散の時まで活動を行ってまいりました。

（経営監視委員会の開催スケジュールと概要）

日付	審議事項	出席者
平成30年9月26日	「一時会計監査人選任の件」 「株式会社COURTESY株式譲渡の件」 「株式会社kidding解散の件」他	経営監視委員会 中川委員長 大庭委員  (オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓崎・宮崎・田部井 執行役員2名
平成30年10月9日	「インサイトによるクレジットカード会社 合弁会社化の件」 「規程改訂の件」 他	経営監視委員会 中川委員長 大庭委員、宮下委員  (オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓崎・宮崎・田部井 執行役員2名
平成30年10月23日	「株式会社COURTESY 株式譲渡の件」 「株式会社ロクヨン 合弁契約解約および株式譲渡の件」 「関連当事者取引管理規程制定の件」 他	経営監視委員会 中川委員長 大庭委員・宮下委員  (オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓崎・宮崎・田部井 執行役員2名
平成30年11月9日	「株式会社ロクヨン 合弁契約解約および株式譲渡の件」	経営監視委員会

日付	審議事項	出席者
	び株式譲渡の件」 「株式会社ソナーユの今後について」 「株式会社ジーエルシー 株式譲渡の 件」 他	中川委員長 大庭委員、宮下委員  (オブザーバー) 代表取締役 平井、監査等委員 である取締役 圓崎・宮崎・田部 井 執行役員2名
平成30年11月10日	「スポンサー企業選定の件」	経営監視委員会 中川委員長 大庭委員、宮下委員  (オブザーバー) 代表取締役 平井、取締役 菊井 監査等委員である取締役 圓 崎・宮崎・田部井 執行役員3名
平成30年12月13日	「ソナーユ資産譲渡進捗の件」 「撤退事業に関する最終報告」 他	経営監視委員会 中川委員長 井合委員  (オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓 崎・宮崎 執行役員3名および他1名
平成31年1月10日	「平成31年11月期予算策定の件」 「平成30年11月期決算短信承認の件」 他	経営監視委員会 中川委員長、 杉田委員、井合委員  (オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓 崎・田部井 執行役員3名および他1名
平成31年1月23日	「アクトクロス社の株式譲受の件」 「第15回定時株主総会招集の件」 他	経営監視委員会 中川委員長 杉田委員、井合委員

日付	審議事項	出席者
		(オブザーバー) 監査等委員である取締役 圓崎・宮崎 執行役員3名および他2名
平成31年2月13日	「新規事業参入と撤退の方針の件」 「規程改訂」他	経営監視委員会 中川委員長 杉田委員、井合委員  (オブザーバー) 取締役 菊井 監査等委員である取締役 圓崎・宮崎・田部井 執行役員3名および他1名

### 3) 経営体制（取締役の退任等）について

#### ① 経営陣の責任の明確化（取締役の退任）

##### 【改善報告書に記載した改善策】

平井俊広及び菊井聡は、来年2月に開催を予定しております定時株主総会の終結をもって取締役を退任し、再任候補とはなりません。なお、田端知明は、平成30年11月30日付にて辞任予定であります。

また、当社の監査等委員である他の取締役の任期は2年間であり、その任期は平成32年2月開催の定時株主総会終結までです。その後再任候補となるか否かにつきましては、新経営陣（下記②参照）の意向と各監査等委員の意向によります。

##### 【実施・運用状況】

各取締役の責任の明確化を以下の通り行い、抜本的な見直しを図りました。

平井 俊広	第三者委員会の調査により不適切な会計処理を招いた責任があるとされたことを受け、定時株主総会の終結の時をもって任期満了で退任いたしました。
菊井 聡	第三者委員会の調査により不適切な会計処理を招いた責任があるとされたことを受け、定時株主総会の終結の時をもって任期満了で退任いたしました。
田端 知明	第三者委員会の調査においては、不適切な会計処理を招いたことについては直接的に関与がなく責任があるとはされなかったものの、当該訂正対象となった不動産総合ソリューション事業、不採

	算であった新規事業の事業所管取締役としての管理監督責任が果たせなかった責任があるという本人からの申し出を受け、平成30年11月末日で辞任いたしました。
圓崎 剛史	第三者委員会の調査においては、責任があるとまでは言えないとの評価であったものの、当該訂正を行った期間において常勤監査等委員であったことに責任があるという本人からの申し出を受け、定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
宮崎 忠	新経営陣と協議を行った結果、第三者委員会の調査において責任があるとまでは言えないという評価であったこと、また同氏のこれまでの経験、知見を踏まえ、今後のさらなるガバナンス体制の強化等に注力してもらうべく、任期満了までその職務を全うしてもらうこととなりました。
田部井 修	新経営陣と協議を行った結果、第三者委員会の調査において責任があるとまでは言えないという評価であったこと、また同氏のこれまでの経験、知見を踏まえ、今後のさらなるガバナンス体制の強化等に注力してもらうべく、任期満了までその職務を全うしてもらうこととなりました。

## ② 平成31年2月の定時株主総会以降の経営体制

### 【改善報告書に記載した改善策】

平成30年11月末日までにスポンサー企業を選定し、公表を行う予定ではありませんが、来年2月の定時株主総会以降の経営体制は、社外役員を半数以上とする役員構成とし、ガバナンスを強化する予定です。また、今般の不適切会計について主導的な役割を担っていた平井俊広及び菊井聡の影響力を極力排除すべきと考えますが、住生活関連総合アウトソーシング事業と決済ソリューション事業における顧客及び協力会社との関係維持への貢献、経営体制の激変による業績への影響等を金融機関が懸念している状況を鑑み、来年2月の定時株主総会以降も両名は新体制への移行に必要な引継ぎを行うため時限的に顧問等として当社への関与を継続いたします。両名の役割は上記引継ぎ業務（例えば、平井俊広は取引先関係継続のための引継ぎ対応、菊井聡は主に金融機関との関係継続のための引継ぎ対応等）に限定することを想定しており、人事への関与や重要会議への出席は行わず、また、稟議承認ルート等にも含まれないことで、当社からの関与を薄めることといたします。なお、具体的な役割及び関与期間については、スポンサー企業と協議の上決定し、その内容を公表いたします。

### 【実施・運用状況】

平成30年11月21日付にてスポンサー企業である株式会社光通信と資本業務提携に関

する基本合意を締結し、「株式会社光通信との資本業務提携に関する基本合意書締結に関するお知らせ」にて開示をいたしました。なお、同日付で同社と平井俊広の資産管理会社である株式会社エフォートとの間で市場外の相対取引が成立し、株式会社光通信が持分比率 25.00%の筆頭株主となりました。

また、平成 30 年 11 月 30 日付開示「平成 30 年 12 月 1 日以降の新執行役員体制の決定及び次回株主総会（平成 31 年 2 月下旬開催予定）以降の代表取締役の異動を含む役員人事に関するお知らせ」にて、平成 31 年 2 月 27 日開催の定時株主総会以降の経営体制について発表し、株主総会にて原案通り新取締役が選任され、平井俊広及び菊井聡は任期満了にて退任いたしました。

なお、新体制においては、ガバナンス強化を目的に役員候補の過半数を株式会社光通信推薦の者としております。

<平成 31 年 2 月 27 日定時株主総会以後の新体制>

役職	氏名	備考
代表取締役社長	福地 泰	常勤
代表取締役副社長	柘植 純史	光通信推薦・常勤
取締役	和田 英明	光通信推薦・非常勤
取締役	大和田 征矢	光通信推薦・非常勤
取締役	太田 源太郎	光通信推薦・非常勤
監査等委員である取締役	田部井 修	独立役員・非常勤
監査等委員である取締役	宮崎 忠	独立役員・非常勤
監査等委員である取締役	鍋田 英之	独立役員・非常勤
監査等委員である取締役	柴田 亮	光通信推薦・非常勤

なお、当社は平成 31 年 2 月 27 日付で取締役を退任した平井俊広及び菊井聡と、以下の内容にて 1 年間の顧問契約を締結しております。

	平井俊広との顧問契約	菊井聡との顧問契約
契約期間	平成 31 年 3 月 1 日から 1 年間	平成 31 年 3 月 1 日から 1 年間
内容・目的	同氏は、当社創業以来、住生活関連総合アウトソーシング事業及び決済ソリューション事業の主たる市場となる不動産賃貸業界における新規顧客開拓を最前線で行ってきており、業界において、顧客と一定の関係を構築しております。 顧問契約では、新体制での事業基盤	同氏は当社入社以来 9 年間、当社の経理財務をはじめとした管理部門の業務を統括しており、窓口として金融機関との関係を構築してまいりました。顧問契約の内容は主に、新 CFO への金融機関対応及び、菊井氏が確立してきた当社グループの数値管理・基幹システ

	平井俊広との顧問契約	菊井聡との顧問契約
	<p>再構築にあたり、そういった旧来からの顧客との長い取引関係が今後も継続され、当社グループ事業に影響がでないようにするとともに、当社グループの企業価値向上のために同氏の営業力等を生かして頂いております。</p> <p>同氏は、当社取引先、もしくは新経営陣からの要請に従い、顧客先への訪問や面談への同席を月に数回行っております。なお、顧客との面談は社外で行っており、同氏は退任以後、当社本社へ出社はしておりません。よって、同氏は当社の重要な意思決定を行う会議等へは一切参加しておりません。</p>	<p>ム構築等の引継ぎであります。</p> <p>引継ぎに伴い、菊井氏は当社本社へ週3～4日出勤し、マニュアル等必要書類作成、新経営陣及び現場責任者の要請に応じての金融機関との面談への同席、社内会議への参加を行っております。</p> <p>なお、経営会議や人事に関連する会議等重要な意思決定を行う会議には一切参加しておりません。</p>
今後の方針	当初の顧問契約期間内にて顧問としての業務は完了予定であります。	当初の顧問契約期間内にて引継ぎ業務は完了予定であります。

#### 4) 持分比率の低下

##### 【改善報告書に記載した改善策】

平井俊広の当社に対する影響力を低下させることも検討すべきとの第三者委員会からの提言を真摯に受け止め、平成30年11月末日までにスポンサー企業を選定し、当該企業へエフォート及び平井俊広保有株式を、約33%譲渡し、主要株主は異動となる予定です。

##### 【実施・運用状況】

平成30年11月21日付「株式会社光通信との資本業務提携に関する基本合意書締結に関するお知らせ」及び「株式の売出、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、スポンサー企業である株式会社光通信及び株式会社フルキャストホールディングスが買主となる、当社株式の市場外相対取引による譲渡が同日付で完了いたしました。

これにより、当社の筆頭株主は以下のとおり株式会社光通信となり、平井俊広氏及び同氏の資産管理会社である株式会社エフォートが保有する当社株式の議決権所有割合は33%低下いたしました。

(平成 30 年 5 月 31 日現在)

No.	株主名	所有株式数	所有株式数の割合	属性
1	株式会社エフォート	3,343,200	43.50%	主要株主である筆頭株主
2	平井 俊広	1,184,400	15.41%	親会社以外の支配株主及び主要株主

(平成 30 年 11 月 30 日現在)

No.	株主名	所有株式数	所有株式数の割合	属性
1	株式会社光通信	1,920,800	25.00%	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社
2	平井 俊広	1,184,400	15.41%	主要株主
3	株式会社エフォート	807,800	10.51%	主要株主
4	株式会社フルキャストホールディングス	614,600	8.00%	—

5) 実効性のあるコンプライアンス・ガバナンス体制の構築

実効性のあるガバナンス体制の構築に向け、次のような対策を講じております。

① 経営監視委員会解散後の再発防止策の進捗状況等の確認

【改善報告書に記載した改善策】

当社のコンプライアンス委員会は、主に、四半期に一度、コンプライアンス違反のチェック、内部通報制度の運用状況等の確認を行ってまいりました。経営監視委員会が平成 31 年 2 月末日（定時株主総会まで）をもって活動を終了することから、コンプライアンス委員会を監査等委員である取締役を中心とする構成に変更し、従前の機能に加え、平成 31 年 3 月以降の再発防止策の進捗状況の確認等を、当該委員会にて実施して参ります。

なお、平成 31 年 3 月以降のコンプライアンス委員会の委員の選定については、新経営陣とも協議の上決定することとし、確定次第公表いたします。

【実施・運用状況】

改善報告書提出以後、コンプライアンス委員会を以下の通り開催してまいりました。平成 31 年 2 月 27 日付にて経営監視委員会が解散したことから、同日付「経営監視委員会の解散およびコンプライアンス委員会の委員選任に関するお知らせ」とおり、新経営陣とも協議の上、同委員会メンバーを選定し、開示いたしました。

以降はコンプライアンス委員会を監査等委員である取締役を中心とする構成とし、従前の機能に加え、再発防止策の進捗状況等の確認を行ってまいりました。

なお、同委員会では、一方的な報告にはせず、質問や進捗状況等への指摘も行われ、具体的な議論が行われました。結果として、財務経理部門強化のための人員増員以外の施策はある程度計画どおり実施され、継続対応の課題についても明確な対応スケジュールが立ち、改善につながりました。

日付	審議事項
平成31年2月8日	1. 内部通報実績報告 2. クレーム実績報告 3. システム障害実績報告 4. インサイダー研修参加状況報告 5. 再発防止策の進捗状況確認
平成31年3月22日	1. 内部通報制度実績報告 2. クレーム実績報告 3. システム障害実績報告 4. インサイダー研修参加状況報告 5. 再発防止策の進捗状況報告
平成31年4月12日	1. システム障害実績報告 2. 内部通報制度実績報告 3. クレーム実績報告 4. インサイダー研修参加状況報告 5. 再発防止策の進捗状況報告
令和元年5月22日	1. 内部通報制度の実績報告 2. システム障害実績報告 3. クレーム実績等各種報告 4. インサイダー研修参加状況報告 5. 再発防止策の進捗状況確認

(平成31年2月27日以降のコンプライアンス委員会メンバー)

委員長	執行役員 CFO	高橋 砂衣
委員	代表取締役社長	福地 泰
委員	監査等委員である取締役	田部井 修
委員	監査等委員である取締役	宮崎 忠
委員	監査等委員である取締役	鴫田 英之
委員	監査等委員である取締役	柴田 亮
委員	銀座ライツ法律事務所 弁護士	柳楽 久司

※上記メンバーに加え、内部監査室、法務部門、総務部門、経営企画部門責任者も委員として参加しております。

## ② 取締役会上程前の事前説明の実施及び関連部門間のコミュニケーション向上

### 【改善報告書に記載した改善策】

取締役会決裁事項となっている取引等に関しては、関連部門間で情報を共有し問題点等を明確にするため、取締役会上程前に当該業務管掌部門の担当者から、監査等委員である取締役及び他部門の執行役員、経理、及び法務担当部門へ事前説明を行うようにいたしております。なお本件は既に着手済みであり、今後も継続してまいります。

また、経営会議を、上記事前説明の前の審議の場として、執行役員及び各部門責任者を構成員として、十分な議論を図ってまいります。また、監査等委員の経営会議等重要会議へのオブザーバー参加も実施してまいります。

### 【実施・運用状況】

取締役会決裁事項となっている取引等については、取締役会上程前に経営会議、経営監視委員会及び監査等委員会を開催し、当該委員会に関連部門責任者（主に執行役員）が参加し事前説明を行うことで、理解を深めております。また、関連部門の情報共有については、毎週月曜日に、主には経理、法務、経営企画、営業事務等間接部門責任者が集まる定例会議にて、取締役会付議前の事前共有及び取締役会後の審議内容等のフィードバックを行っており、今後も継続してまいります。

また、経営会議を審議の場とし、執行役員及び必要に応じて経理部門、法務部門、営業事務部門の責任者を構成員として、十分な議論を図っており、監査等委員も経営会議をはじめ重要会議にオブザーバー参加をしております。

平成 31 年 2 月 27 日開催の定時株主総会以降の新体制においては、新経営陣の意向も踏まえ、経営会議を決裁機関とせず代表取締役社長の諮問機関という位置付けとし、重要な決定事項は取締役会が決議機関となるよう関連規程を変更し、運営をしております。

なお、平井俊広氏及び菊井聡氏は、平成 30 年 12 月以降、経営会議には参加しておりません。

## ③ 関連規程（職務権限規程、稟議規程等）の改訂

### 【改善報告書に記載した改善策】

上記②の内容及び他の再発防止策に沿った形で職務権限規程、稟議規程等の関連規程を改訂いたします。

また、関連規程改訂とあわせ、従業員全員が規程を十分に理解し、実際にルールを運用できるように、社内意思決定プロセスなどの重要なプロセスについてはマニュアルを整備いたします。マニュアルにおいては、各規程の内容をさらにブレイクダウンし、意思決定に必要な情報や帳票、それぞれの責任や役割を具体化することを予定しております。

### 【実施・運用状況】

社内の意思決定プロセスを明確にし、役職員が実際のルール通りに運用できるよう、平成31年2月15日に職務権限規程等の決裁関連規程の改訂決議（施行は平成31年2月27日）を行いました。平成31年3月6日には、当該変更後の規程の内容を社員がわかりやすいようにまとめた意思決定マニュアルをもって、部長以上の社員を集め社員説明会を開催いたしました。

従前の職務権限規程等においては、2,000万円未満の新規事業の開始、出資、貸付等重要な意思決定事項が経営会議決議事項であり、取締役会に付議されない状態となっておりました。今回の問題を受け、事業スピードよりもガバナンス強化を優先し、新規事業の開始、出資、貸付等重要な意思決定事項においては金額基準を撤廃し、すべての事項が取締役会へ付議され審議の上決議される形に規程を改訂いたしました。なお、改善報告書において、稟議規程を改訂予定規程として列挙しておりましたが、稟議規程では職務権限等に特段触れておらず、稟議付議手順等が定められているだけであること、また、今回の職務権限の変更に伴い特段稟議付議手順等が変更になるわけではないことから、稟議規程自体の改訂は必要ないと判断し、改訂は行っていません。

（平成31年2月27日付で改訂を行った規程）

取締役会規程

取締役会付議細則

役員規程

経営会議規程

職務権限規程

職務権限表

## 6) 役職員に対するコンプライアンス・ディスクロージャー研修の実施

### ① 取締役に対する研修

#### 【改善報告書に記載した改善策】

取締役に対する下記研修を平成30年11月15日に実施いたしました。今後も定期的（年1回を想定）に実施してまいります。

ガバナンス研修：大庭委員

ディスクロージャー研修：鶴田氏（公認会計士）

### 【実施・運用状況】

以下のとおり、研修を実施してまいりました。今後も年間を通して2回以上（予定）の研修を継続し、コンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

日付	内容	講師	対象者
平成30年11月15日	・コーポレートガバナ	経営監視委員会	取締役（社外取締役

日付	内容	講師	対象者
	ンス ・J-SOX ・ディスクロージャー	大庭委員 鴫田公認会計士 (現：当社監査等委員である取締役)	役を除く)
令和元年 5月 22日	・会社法 ・コーポレートガバナンス	顧問弁護士	取締役及び執行役員 (管理担当)

② 執行役員以下の従業員への研修

【改善報告書に記載した改善策】

取締役に加え、執行役員以下の従業員へも研修を実施する予定 (平成 30 年 12 月実施予定) です。

【実施・運用状況】

以下のとおり、研修を実施してまいりました。今後も年間を通して研修を継続し、コンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

なお、平成 30 年 12 月 17 日開催の研修の欠席者に対しては、当該研修資料及び研修映像を閲覧するよう指導し、対象者全員が閲覧完了していることを確認しております。

日付	内容	講師	対象者
平成 30 年 12 月 17 日	・コーポレートガバナンス ・内部統制報告制度 ・社内規程 ・再発防止策に向けた改善措置	執行役員 C F O 高橋	執行役員以下グループ正社員 対象人数：180 出席人数：82 欠席人数：98

7) 関連当事者取引管理規程の整備

【改善報告書に記載した改善策】

平成 30 年 11 月 1 日施行にて関連当事者範囲、関連当事者取引の定義を定めた関連当事者取引管理規程を制定いたしました。関連当事者取引チェックに関するマニュアル等の整備も進めております。

また、関連当事者取引については、今後は内部監査の監査項目として、チェック機能の強化を行ってまいります。

【実施・運用状況】

平成 30 年 11 月 1 日施行にて関連当事者取引管理規程を制定いたしました。また、取

締役に提出をしてもらう関連当事者範囲把握シートへ、関連当事者の範囲として「役員及びその近親者と資金取引がある先など議決権を実質的に支配しているとみなされる会社及びその子会社」が含まれることを明記し、説明を添えることで、範囲把握から当該法人等が漏れないようにしております。

また、関連当事者取引チェックに関するマニュアルも整備し、管理部門において運用を開始するとともに、新規取引発生時においては、当該企業が関連会社や関連当事者に当たらないかを十分にヒアリングし確認するようにしております。

なお、関連当事者取引については、内部監査の監査項目としており、内部監査担当者は、規程及びマニュアルに従った運用状況、また、管理部門内で当該事案に関する情報連携状況を確認するとともに、関連当事者との取引有無について、内部監査担当自らが当社の契約締結一覧と関連当事者範囲把握シートをもって確認を行っております。内部監査では、今後も定期的に規程及びマニュアルに則った運用がなされているかの確認と、取引自体の発生状況等のチェックを進めてまいります。

#### 8) CFO、経理部門、会計監査人とのコミュニケーションの強化

##### 【改善報告書に記載した改善策】

当社では、一時会計監査人として、なぎさ監査法人を選任いたしました（平成30年9月28日決議）。今後は、CFO、経理部門並びに同会計監査人の三者間でのコミュニケーションを強化するとともに、必要に応じて適切に事業部門へも指摘事項等をフィードバックする体制を構築いたします。また社内においては、日常のコミュニケーションの必要性を各自が意識すると同時に、従前の毎月の数値分析結果の共有だけでなく、会計監査人の指摘事項のフィードバックや論点整理を含めた月次報告会を開催し、経理部門とCFOとの連携を図ってまいります。

##### 【実施・運用状況】

平成30年9月29日のなぎさ監査法人就任以後、CFO及び経理部門は監査期間の応査時はもちろんのこと、それ以外の時であっても、会計処理で検討が必要な場合や監査論点の整理等のために適宜会計監査人と連絡をとり、当社事業及び会計処理について認識齟齬がないよう連携を深めております。

また、経理部門の日常のコミュニケーションとして日々朝礼を実施するとともに、常に必要に応じて部内ミーティングを実施し情報の共有を徹底しております。なお、会計監査人の指摘事項等についても、上記朝礼やミーティングにてフィードバックするとともに、経理部門のみならず経営企画や内部監査等関連部門が参加する月次報告会の場等でも共有を行っており、CFO、経理部門、会計監査人とのコミュニケーションの強化は図れております。

#### 9) 新規取引発生時のリスク検討プロジェクトの立ち上げ

##### 【改善報告書に記載した改善策】

新規案件が発生した場合は、当該事業部門だけでなく、法務部門・経理部門をはじめ関連部門メンバー及び外部有識者も含めた横断的なプロジェクトを立ち上げ、収益性の検討だけでなく、当該案件のリスク洗い出し及び会計処理の検討を確実にを行い、意思決定をしております。また、当該プロジェクトについては、経営企画部門にて管理を行っております。

**【実施・運用状況】**

改善報告書提出以後、既存事業における一般的な営業活動以外に発生する新規案件については、以下のとおり発生した際に、リスク検討プロジェクトを立ち上げ、様々な検証をより効果的に行うべく社内関連部署担当者その他、弁護士、税理士等も当該プロジェクトメンバーとして招聘し、事業採算や案件のリスク洗い出し、会計処理等についても検討を進めてまいりました。

また、当該プロジェクトの進捗管理は経営企画部門にて行い、議事録等も作成、保管し、最終的な決裁機関となる取締役会及び審議機関である経営会議にもそれらを提出しております。

今後も新規案件発生時には同様のプロジェクトを立ち上げ、慎重に審議を重ね、再発防止に努めてまいります。

日付	内容	出席者
平成 31 年 1 月 29 日	アクトクロス株式譲受に関するリスク検討プロジェクト	常勤取締役、執行役員（経営企画担当、管理担当、営業担当、コールセンター担当） 案件提案部門の責任者 株式会社光通信関係者 顧問弁護士 顧問税理士

10) 多角経営方針の見直し

**【改善報告書に記載した改善策】**

平成 30 年 10 月 15 日付「経営監視委員会の諮問を受けた経営責任の明確化及び再発防止策並びに今後の資本構成の方向性についてのお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社は、多角経営方針の見直し（不動産総合ソリューション事業を含む近年の新規事業や不採算事業を整理し、経営資源を継続的・安定的発展を遂げてきた中核事業に集中させる方針）を決定いたしました。この方針に基づき、以下を含め事業の整理を進め、中核事業に専念してまいります。

- ① 不動産フランチャイズ事業撤退（平成 30 年 8 月 31 日）、kidding 清算手続中

- ② 飲食事業撤退、株式会社 COURTESY 株式譲渡（平成 30 年 10 月 31 日）  
 ③ 株式会社ソナーユー吸収合併（平成 30 年 10 月 23 日決議、平成 30 年 11 月 27 日効力発生予定）

【実施・運用状況】

平成 30 年 10 月 15 日付「経営監視委員会の諮問を受けた経営責任の明確化及び再発防止策並びに今後の資本構成の方向性についてのお知らせ」にて公表いたしましたとおり、多角経営方針を見直したことに基づき、今日まで以下のとおり事業整理を進め、中核事業に専念できる体制を構築してまいりました。

なお、改善報告書提出当初整理対象となっておりました事業及びグループ会社全てについて、整理が完了しております。

今後も、同様の事態が発生せぬよう、新規取引発生時には都度リスク検討プロジェクトを立ち上げ慎重に審議したうえで、事業推進をしてまいります。

撤退した事業等	整理方法、現状
不動産フランチャイズ事業撤退 連結子会社 株式会社 kidding	同事業を営む子会社 株式会社 kidding の解散及び清算を平成 30 年 8 月 31 日付で決議し、不動産フランチャイズ事業より撤退いたしました。なお、平成 31 年 3 月 25 日付で株式会社 kidding は清算終了しております。
飲食事業撤退 連結子会社 株式会社 COURTESY	同事業を営む子会社 株式会社 COURTESY の当社保有全株式の譲渡を平成 30 年 10 月 30 日付にて決議、平成 30 年 11 月 2 日付にて譲渡し、飲食事業より撤退いたしました。
音楽事業撤退 連結子会社 株式会社ソナーユー	同事業を営む子会社 株式会社ソナーユーを平成 30 年 11 月 27 日付で当社へ吸収合併いたしました。その後、平成 31 年 2 月 14 日付にて事業譲渡し、音楽事業より撤退いたしました。
不動産開発事業撤退 販売用不動産の全件売却 持分法適用関連会社 株行会社ロクヨン	平成 30 年 11 月期第 2 四半期において帳簿上に計上されていた販売用不動産（計 4 件）を平成 30 年 11 月末日までに全て売却いたしました。 また、他社との間で合併会社として設立した不動産開発事業を営む株式会社ロクヨンの当社保有全株式を平成 30 年 11 月 30 日付

撤退した事業等	整理方法、現状
	にて譲渡し、不動産開発事業より撤退いたしました。
飲食（オーベルジュ）業撤退 持分法適用関連会社 株式会社 Dress	飲食事業からの撤退に伴い、保有していたオーベルジュ運営を行う同社の株式を平成30年11月5日付売却しております。

## 11) 財務経理部門の強化

### ① 会計、税務に精通した人材の増員

#### 【改善報告書に記載した改善策】

新規事業における適切な会計処理の実施及び経理部門の能力を向上させるため、会計、税務に精通した人員を増員すべくこれらの人材の採用を進めます（平成31年2月までを目処に2～3名を採用する予定です。）。

#### 【実施・運用状況】

本件発生時より財務経理部門の強化が必要と考え、募集活動を行ってまいりました。平成31年4月1日時点における採用実績は2名となっております。両名ともに他社での経理経験者であり、2名の内訳はスタッフクラス1名、マネージャークラス1名となっております。

なお、人員強化の一環として、平成30年12月1日付にて当社連結子会社の経理部門より、経理経験者1名をマネージャーとして当社の経理部門に異動いたしました。

今後も継続的に増員を行い、安定的な運用が可能な体制を構築してまいります。

### ② 業務プロセスの標準化、効率化

#### 【改善報告書に記載した改善策】

業務効率を向上させ、財務経理部門に一定程度の余力を確保することを目指します。このため、業務プロセスを見直した上で、業務プロセスの標準化を図る予定です。

#### 【実施・運用状況】

経理部門をはじめとした事務部門の業務プロセスの煩雑化の要因は、主として比較的短期間のうちに、新規事業を多く展開してきたことによるものです。

改善報告書において業務プロセスの標準化、効率化を改善措置として挙げたのは、当該新規事業の見直しが行なわれない場合を想定してのことです。既存事業である住生活関連総合アウトソーシング事業及び決済ソリューション事業に比べ、新規事業の会計処理は複雑化しており、またその中でも、特に不動産開発事業、不動産フランチャイズ事

業、飲食事業、音楽事業は会計処理が煩雑となり属人化しておりました。しかしながら、今回の改善措置の一つである多角経営方針の見直しの実施・運用状況のとおり、複雑な会計処理が求められる子会社・事業が譲渡、清算等により整理されることになったことから、既存主力事業のストック型の定型処理がメインとなり、必然的に経理業務をはじめとした業務プロセスはシンプルとなりました。よって、従前の改善報告書に記載したほどの業務プロセスの見直し、平準化は必要なくなりました。

しかしながら、今後の事業拡大を考慮すると、財務経理部門等における一定の余力確保は必要であり、既存事業における業務プロセスについても、業務のシステム化と平行し見直しを行ってまいります。

### ③ J-SOX 整備不備の改善及び評価

#### 【改善報告書に記載した改善策】

平成 30 年 8 月 15 日付「内部統制報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ」のとおり、経営トップにおける適切な財務報告に対する意識の欠如、財務報告に関する取締役会の監督機能不全並びに CFO の役割意識の欠如等全社的な内部統制の不備を改善するため、社内にプロジェクトチームを設け、会計監査人と密なコミュニケーションを図りつつ、改善策を講じたうえでその評価を行っております。なお、平成 30 年 10 月末日にて不備に対する整備及びウォークスルーは完了しております。

#### 【実施・運用状況】

平成 30 年 8 月 15 日付「『内部統制報告書の訂正報告書』提出に関するお知らせ」のとおり、過年度における内部統制が有効でない旨、訂正を行いました。これに伴い、当社においては、内部監査室、常勤の監査等委員及び経営監視委員会を中心としたプロジェクトを設け、本件における内部統制の不備の検討及び評価について検討を行いました。

まず、財務報告に係る内部統制の不備の対象となった原因とその共通する不備を特定し、改善措置を進めました。具体的には、全社的な内部統制について、平井俊広氏の持分比率の低下や不備事項に関連する業務執行取締役が意思決定機関に関与しない体制を構築すること等の対策を講じてまいりました。

また、CFO や経理部門、会計監査人との良好なコミュニケーションの機会の強化や関係各部署が参加するコンプライアンス委員会やリスク検討プロジェクト（新規取引等）で審議するなどの改善措置を講じております。

さらに、三様監査の実効性を担保するため、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人との相互の情報共有のため定期的な面談の機会を含め、良好なコミュニケーションを図っております。

決算財務報告プロセスについて、関連当事者取引管理規程を制定するとともに、関連当事者及びその取引の有無を網羅的に把握する体制を整備し、管理部門にて運用を開始し、内部監査室にて監査を開始するなどの措置を講じました。

これら財務報告に係る内部統制の不備に対する改善策及び改善措置は、会計監査人で

あるなぎさ監査法人と慎重に協議した上で進めてまいりました。

その結果、平成 30 年 11 月期の期末時点において、財務報告に係る内部統制の不備は是正され有効であると評価するとともに、なぎさ監査法人からの監査報告書も適正意見をいただきました。

#### ④ 経理関連規程の改訂及び細則の制定

##### 【改善報告書に記載した改善策】

企業会計原則における会計処理の単一性の原則、また継続性の原則に則り、恣意的な会計処理（例えば目的に応じて会計処理を変更する等）が行われる余地を可能な限りなくすため、経理関連規程を改訂するとともに、必要に応じて細則を設ける予定です。

##### 【実施・運用状況】

会計処理の煩雑化は、特に不動産開発事業、不動産フランチャイズ事業、飲食事業、音楽事業等近年の新規事業において発生しており、これら新規事業を比較的短期間のうちに展開したため、新規事業を深く理解し、且つ然るべき経理処理を行うことができる人材を十分に確保できなかったことにより属人化しておりました。

今回の改善措置の一つである多角経営方針の見直しの実施・運用状況のとおり、複雑な会計処理が求められる子会社・事業が譲渡、清算等により整理されることになったことから、既存主力事業のストック型の定型処理がメインとなり、事業内容及びその取引の複雑性が改善され、会計処理を誤ってしまう可能性は、著しく減少したものと判断しております。

なお、経理規程は令和元年 5 月 22 日付にて、実態に即し、仕訳伝票は職務権限規程等に従い決裁を受けた証憑に基づき発行するなど、恣意的な会計処理を可能な限りなくするための運用を明文化すべく、改訂決議を行いました（施行は令和元年 6 月 1 日）。

## 2. 改善措置の実施スケジュール

→施策検討・準備 ⇒実行・運用開始及び継続的改善

		平成30年				平成31年				
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1)	役員の職位自主返上とCFOの選任	⇒								
2)	経営監視委員会の設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
3)	経営体制	① 経営陣の責任の明確化（取締役の退任）	→	→	→	→	→	⇒		
		② 来年2月の定時株主総会以降の経営体制	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒
4)	持分比率の低下	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5)	実効性あるコンプライアンス・ガバナンス体制の構築	① 経営監視委員会解散後の再発防止策の進捗状況等の確認	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒
		② 取締役会上程前の事前説明の実施及び関連部門間のコミュニケーションの向上	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		③ 関連規程（職務権限規程、稟議規程等）の改定	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒
6)	役職員に対するコンプライアンス・ディスクロージャー研修の実施	① 取締役に対する研修	→	→	⇒					⇒
		② 執行役員以下の従業員への研修	→	→	→	⇒				
7)	関連当事者取引管理規程の整備	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8)	CFO、経理部門、会計監査人とのコミュニケーションの強化	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9)	新規取引発生時のリスク検討プロジェクトの立ち上げ	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10)	多角経営方針の見直し	⇒	⇒	⇒						
11)	財務経理部門の強化	① 会計、税務に精通した人材の増員	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		② 業務プロセスの標準化、効率化	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒
		③ J-SOX整備不備の改善及び評価	→	→	⇒					
		④ 経理関連規程の改定及び細則の制定	→	→	→	→	→	→	→	⇒

### Ⅲ. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する会社の評価

この度の過年度決算の訂正及びそれに伴う平成30年11月期第2四半期の四半期報告書の提出遅延に関しまして、株主・投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引様の皆様ほか多くの関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、また、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場会社として重大な責任を痛感し、深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、上場会社として、この事態を改めて反省し、今後二度と本件のような不適切な会計処理が発生しないよう、当社グループ全役職員が一丸となり上記再発防止に向けた改善措置を実行してまいりました。当社グループとしましては、抜本的な経営体制の変更、多角経営方針の見直しを主として、その他、会計監査人等関係者間のコミュニケーションの円滑化、経理財務部門の強化、適切な関連当事者取引の管理等の再発防止策の実行により、グループ全体の意識、雰囲気も変化し、着実に効果が現れていると認識しております。

当社グループは、不適切な情報開示が発生しないよう、今後も更に進んだ再発防止策に真摯に取り組む、過去の諸問題を一掃するとともに、すべてのステークホルダーの皆様と市場からの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

以上